町田市主任介護支援専門員更新研修受講者推薦事務取扱

第１　目的

この事務取扱は、町田市において地域包括ケアシステムを構築するために、主任介護支援専門員として研鑽し、介護保険事業に協力・貢献してきた者の中で、主任介護支援専門員の更新期間が到達し、引き続き主任介護支援専門員として活動を希望する者を選考するため、東京都の更新研修に推薦する上で必要な事項について定めるものとする。

第２　推薦基準

以下に該当した上で、町田市が認めた者を推薦する。

１　町田市推薦要件

以下（１）及び（２）の全て、並びに（３）のいずれかに該当すること。

（１）被推薦者が勤務する事業所の要件

ア　事業所の実地検査（東京都、町田市の実地指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること又は当年度末までに終結する見込みであること（ただし、やむを得ない事情があると認められる場合を除く）。

イ　直近１年間に、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する日数を要介護認定の有効期間の半数を超えて居宅サービス計画へ位置付けていないこと（ただし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除く）。

ウ　直近１年間に、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた場合に、当該居宅サービス計画を町田市に届け出ていること。

エ　直近１年間に、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証に該当した場合に、当該居宅サービス計画を町田市に届け出ていること。

（２）被推薦者の要件

ア　町田市で勤務している者

イ　登録地が東京都である者（ただし、登録地が東京都以外においても、町田市の推薦で更新できるものは、推薦できるものとする。）。

ウ　町田市の各圏域で活動する町田市主任介護支援専門員協議会に所属し、活動している者

エ　過去に町田市が町田市介護人材開発センターと共催する「相談援助研修　上級編」に全て出席している者（ただし、やむを得ない

事情による欠席を除く)。

オ　主任介護支援専門員更新研修で演習を行うために、指定された期日までに主任介護支援専門員としての実践事例の提出が可能である者

カ　地域の中心として活躍できる高い能力及び意欲がある者

キ　東京都主任介護支援専門員更新研修修了後、引き続き町田市内の事業所等で勤務する予定がある者

（３）被推薦者の推奨要件

ア　町田市ケアマネジャー連絡会に加入し、前年度に１回以上当該連絡会に出席していること。

イ　町田市内での実務経験が２年以上あること。

ウ　勤務する事業所において、指導的な立場(管理者等)にあること。

エ　介護予防サービス又は介護予防ケアマネジメントの計画を作成していること。ただし、本要件は居宅介護支援事業所に勤務する被推薦者を対象とし、他の事業所等に勤務する被推薦者には適用しない。

２　主任介護支援専門員としての実践要件

以下（１）～（４）のいずれかに該当する者

（１）町田市や各圏域の町田市主任介護支援専門員協議会が実施するケアマネジメント勉強会の支援者として実績がある者（事例提供者は除く)。

（２）町田・安心して暮らせるまちづくり推進協議会（医療・介護連携を推進するための会議体）が開催する研修で講師又はファシリテーターとして実績がある者

（３）アクティブ福祉ｉｎ町田の企画・運営に携わった実績がある者

（４）その他、主任介護支援専門員の役割を果たすため、他の介護支援専門員に適切な助言・指導又は地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりとして町田市が適当と認める活動の実績がある者

３　主任介護支援専門員としての資質向上要件

以下（１）～（４）のいずれかに該当する者

（１）以下ア～キの研修等に、直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から２０２２年度までの期間に毎年度４回以上参加している者

ア　東京都又は町田市が開催する研修

イ　町田・安心して暮らせるまちづくり推進協議会が開催する研修

ウ　町田市ケアマネジャー連絡会が開催する研修

エ　主任介護支援専門員協議会が開催する研修（各圏域の町田市主任介護支援専門員協議会が開催する研修を含む）

オ　多職種連携を促進するための圏域型地域ケア会議

カ　町田市介護人材開発センターが開催する研修

キ　その他、研修内容が主任介護支援専門員の資質向上に資する内容であると町田市が認める研修

（２）町田市主任介護支援専門員協議会の幹事・副幹事として、地域の主任介護支援専門員を取りまとめ、指導的な立場で市に協力し、研修等で講師等を行った実績がある者

（３）過去２年間において、アクティブ福祉ｉｎ町田において、団体の代表者として事例研究の発表を行った実績がある者

（４）その他、主任介護支援専門員として資質向上を図っていると町田市が認める者

第３　選考

以下の実施により、選考に通過した者を東京都へ推薦する。なお、推薦時の優先順位は、選考によるものとする。

書類選考

１　町田市主任介護支援専門員更新研修推薦希望申込書

２　推薦依頼書及び同意書

３　その他、推薦要件に必要な証明書類

第４　研修修了後の協力

研修修了者及び事業者は以下の協力を行う。

１　町田市が行う事業への派遣依頼があった場合は協力をすること。

２　町田市及び高齢者支援センター等からの困難事例を積極的に受け入れること。

３　地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等を行うこと。

４　町田市が発行する刊行物（適正化情報誌や介護保険事業計画等）を事業所内で周知し、適正な制度運用を図ること。

５　各圏域の主任介護支援専門員協議会に参加し、活動すること。

６　勤務先の変更・退職時には、町田市いきいき生活部介護保険課まで、その旨を連絡すること。

附則

この基準は、２０２３年５月１２日から施行する。